

Title	濟世顧問制度と笠井信一
Sub Title	
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1989
Jtitle	近代日本研究 Vol.6, (1989.) ,p.1- 39
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19890000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

濟世顧問制度と笠井信一

小野修三

一、はじめに

大正五年（一九一六）五月十日大隈首相の訓示演説に始まった地方長官会議の第二日目の冒頭、一木内相はいつ終わるかわからぬ欧州の戦乱がわが国の社会、経済に及ぼす影響の大きさに懸念を表明し、これに対応する態勢を各地方で整えるべく部下を督励すべしと訓示したあと、次のように述べた。「都市農村の改良は各位の多年力を竭くしつゝある所其の成績亦頗る見るべきものあるは深く欣ぶ所なり今後一層力を此に致されむことを望む⁽¹⁾」。

この内相訓示演説を聴く側の地方長官には俵孫一北海道庁長官、井上友一東京府知事、大久保利武大阪府知事らと並んで本稿が問題にする笠井信一岡山県知事もいたわけであるが、一木喜徳郎内相、井上友一東京府知事の二人は七年前の明治四十二年（一九〇九）七月の第一回地方改良事業講習会開催⁽²⁾当時⁽³⁾には、それぞれ内務次官、参事官として「都市農村の改良」すなわち地方改良を推進するまさしく中枢に位置した人物だったのであり、その意味では先の引用部分⁽¹⁾は自画自讃の言葉とも言えるものであった。

その点はともかく、地方改良という政策がなぞ打ち出されたのかをその第一回地方改良事業講習会での一木次官の講演「自治の本義」に即して言えば、「華国一致の必要」⁽⁴⁾からであった。その必要が今なぜ生じたかと言えば、大衆化状況が発生しているからであった。すなわち、「一個人の働きに依頼せずして、多数公衆の力によるといふことが、今日の文明社会に於て、著しい現象をなして居る」⁽⁵⁾からである。この新しい現象に一木はある意味で順応的である。一木は言う。「多数公衆の力によりて行くと、其国が強い。此生存競争の劇しい世の中に、国家の進運を遂げて行かうとするには、どうしても其手段に出るより外はないのであります」⁽⁶⁾。

となれば、これまでとは異なる多数者を前提にした国民再統合の方法を考案しておかねばならなくなる。そうして考え出された方法こそ一木の言う自治、すなわち多数者に対する自治という名の行政への参加の奨励であった。今回は明治二十年代の初めに地方自治体制が確立するに至るまでの状況とは異なり、行政側からの言わば自治の押し売りであり、また自治の伝統はそれまでも存続していたのだから、「伝統的隣保組織の再編」⁽⁷⁾でもあった。一木は一方でこう語る。「国家が直接に人民の精神上、経済上の発達に助力するといふことは、最後の場合であるから、先づ其利害の最も近い所の組合なり団体なりに於て、共同相扶けるといふ精神で以て、其事を負担して行かなければならぬ。それからして考へて見ると、第一に自助の精神が必要である」⁽⁸⁾としながら、もう一方で農業について農会が、商業について商業会議所がそれぞれ自分たちのことを自分たちで決めたことがそのまま尊重されることを自治とは言わないのだとする。つまり、「其意見を出すに就ても、己れ等に専門の知識があるならば、其知識に基いて、国家の利益となるやうな意見を出すべきものである」⁽⁹⁾。自治とは「国家の事務に非ざるものを、国家から独立して行ふといふ意味ではない。国家の政務を行ふ所の、一つの手段方法である」⁽¹⁰⁾というのが一木の言う「自治の本義」であった。

なお、この第一回地方改良事業講習会の開会式において、平田東助内相は「地方改良の事業と申すと、誠に茫漠な問題である。……其一二を挙げて見れば自治事務のこと並に財政の整理は申すまでもなく、其外経済殖産上のことも訓育風化のことも或は勤儉貯蓄の奨励のことも皆網羅するに非ずんば改良の目的を達することは出来な⁽¹¹⁾い」と述べていた。地方長官の任務とは部下の地方官たちにこうした改良事業への取組みを促すことであり、本来地方長官自身が地方改良事業を企てることが期待されていたわけではなかった。

本稿がこれから問題にする岡山県知事笠井信一の場合、彼が大正五年五月の地方長官会議後に構想した岡山県済世顧問は、後述するように、岡山県民の間でのまさに一木言うところの「共同相扶」の精神によって営まれる地方改良事業なのだが、笠井自身はその自分の行為をとくに地方改良とは呼んでおらず、また周囲からもその命名の仕方通り救済事業として扱われた。第一回地方改良事業講習会が開催される前年には同じく「井上友一によって推進された感化救済事業講習会⁽¹²⁾」の第一回目も始まっていたのである。いずれにせよ、地方長官自身の発意により、そして長官自身のエネルギーによって専ら支えられたと言っても過言ではない、いささか特異な制度が岡山県済世顧問であった。以下この制度が発足するに至るプロセスおよび事業としての展開のプロセスを明らかにすることで、大阪府方面委員とともに今日の民生委員制度の前身として評価されている岡山県済世顧問の歴史の意味を掘り下げてみたいと思う。

- (1) 『東京朝日新聞』大正五年五月十二日付。
- (2) 同右、大正五年五月二十日付。
- (3) 神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成』第四卷「第一回地方改良事業講演集」(柏書房、昭和六十一年)、七一九ページ。
- (4) 同右、一二ページ。
- (5) 同右、一四ページ。

- (6) 同右。
- (7) 石田雄『近代日本政治構造の研究』（未來社、一九五六年）、五三ページ。
- (8) 神谷慶治監修、前掲書、一六ページ。
- (9) 同右、一七ページ。
- (10) 同右。
- (11) 同右、六ページ。
- (12) 山田明「感化救済事業の組織化における『講習会』の位置」、社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第一八卷（日本図書センター、一九八五年）、一九ページ。
- (13) 仲村優一他編『社会福祉辞典』（誠信書房、昭和四十九年）、三〇ページの「岡山県済世顧問制度」の項など参照。

二、済世顧問制度への動機

笠井信一は元治元年（一八六四）現在の静岡県富士市に生まれ、明治二十五年（一八九二）東京帝大法科卒業、翌年内務省に入り、明治四十年（一九〇七）岩手県知事、次いで静岡県知事、そして大正三年（一九一四）六月に岡山県知事となった。「岡山県に知事たること五年、地方的に特色裕かな顧問制度の創始者運営者として彼の名声は益々挙り、当時の東京府知事井上友一と共に東西相呼応して、社会事業の權威としての令聞を高うしたわけである。」⁽¹⁾そして大正八年（一九一九）北海道庁長官として岡山県を去り、大正十年（一九二二）貴族院議員に勅選され、昭和四年（一九二九）に東京にて逝去。享年六五歳であった。⁽²⁾

この笠井が昭和三年に公表した『済世顧問制度之精神』（脱稿は十二年前の大正五年初冬の冒頭の「本書の由来」は、次のように始まっている。すなわち、「岡山県済世顧問制度は実に我 皇室の賜なり。余岡山県に在職中大

正五年五月十八日宮中に於て県下の貧民状態に付 御下問を拜す。調査を了して其の員数の多きと其の生活状態の悲惨なるに驚愕長歎し、又大に責任の輕からざるを痛感し爾來之が対策を得んと欲し先づ欧米に倣ふべき防貧制度あるやと識者に質したるに皆曰く無しと。已むを得ず、県庁に於て何等かの方法を案出せんと企て日夜焦慮、遂に県下を通して防貧機關を設定するに至れり。是れ即ち現時の濟世顧問制度なり。³⁾

大正天皇からの御下問という契機が笠井による濟世顧問制度創設に大きく関わっていることは事実であろう。しかしその契機は笠井の内なるエネルギー噴出の引き金あるいは噴出後の指針となっていたことは確かであつても、笠井のエネルギーそれ自体と一にして同じものではない。笠井の行為は文字通りの意味での牧民官としてのアイデンティティに源を発するものであり、国家官僚としてでも天皇主義者としてでもないというのが私の判断である。

天皇からの御下問ということについて若干説明すれば、これは明治天皇の頃からすでに慣例となつていた行事で、地方長官會議が召集され、そのために上京してきている地方長官たちを宮中に呼び、「各地方長官に御陪食を賜⁴⁾い、そして時にさらに御下問⁴⁾という事で行なわれていた。明治四十三年四月二十二日に行なわれた御陪食、御下問の際には、当時若手県知事であつた笠井は御下問に対して「即日奉答書を上⁵⁾」げていたが、今問題にしている大正五年五月十八日の時には、岡山県知事たる笠井は「上御一人の御嘉納になるべき奉答を為し能はざるは極めて遺憾⁶⁾」と本人が述懐する事態に至つた。先に引用した笠井の『濟世顧問制度之精神』の冒頭の個所からは、笠井に対する御下問は県下の貧民状態についてのみであるかのような印象を受けるが、そうではなく笠井においては「本県ノ重要物産及品目並其ノ消長、本県ノ輸出品ノ名称及其ノ産額消長、本県一般殖産工業上ノ消長、貧民ノ状況、教育ノ進度等本県ノ実情ニ付、御下問ヲ拜ス⁷⁾」だったのである。

こうした御下問に対して笠井はいつ奉答書を差し出したのか。守屋茂によれば、「十数ヵ月に亘る思索研究の結果、その施策の目安がつき、これによって漸く奉答の案が出来上ったことよって、層一層その責任感を強うしたことが窺われる」としているが、正式な書類としての奉答書のことと言うなら、私は守屋の見解には否定的である。私には笠井はいわば二通の奉答書を作成したように思える。御下問から日ならずして提出した正式な書類と、まさに守屋が言うところの「思索研究の結果」としての岡山県濟世顧問についての報告書類の二つである。前者が早速に作成、提出されたことは、御下問の翌月すなわち大正五年六月二十七日に開催の岡山県都市長会議の次のような声明からも読み取れると思う。笠井は述べている。「御下問ニ対シ奉リテハ庁議ヲ凝ラシ事実ヲ列挙シテ奉答仕リタレドモ編纂中幾度カ苦痛ヲ感ジタルコトガアル。……本県ノ内容、具体的事項ノ全部ガ未ダ宸襟ヲ安ンジ奉ルコトガ出来ナカツタ事デアル。……幸ニ進歩ノ趨勢ヲ示セルモノアルトキハ極メテ愉快デアツタガ、内容貧弱ナルモノヲ有ノ儘奉答スルノ已ムヲ得ザルモノアルニ至リテハ誠ニ恐懼慚愧ニ堪ヘラレナカツタ」⁽⁹⁾

「誠ニ恐懼慚愧ニ堪ヘラレナカツタ」がゆえに、二通目の、しかし非公式の奉答書、すなわち大正六年五月十二日に岡山県訓令第十号をもって示されることになる濟世顧問設置規程⁽¹⁰⁾を記したのであろうものが、おそらく大正六年二月十日から開催された地方長官会議の際に天皇に提出されたのだと思われる。それもいわゆる内閣に達するという形においてであったろう。そしてこうした一切が済んで帰県後の二月二十六日に初めて笠井は県下に濟世顧問制度について公表するのである。それは地方長官会議から戻ったのち恒例になっている県下の郡市長および警察署長を前にしての訓示演説の一部として行なわれ、一般県民はその翌日の新聞で「濟世顧問の事」⁽¹¹⁾という小さな見出しのもとで読むことになる。なお予め指摘しておけば、笠井は濟世顧問創設にかかわるエピソードとし

ての御下問の一件はそのなかで一切触れなかった。

この間、笠井の耳にはしかし大正天皇の御下問のみならず、この御下問によって甦っていた明治天皇の肉声すなわち御製がたえず聴えていたにちがいない。『濟世顧問制度之精神』に次の、よく引用される個所がある。すなわち、

「余は 明治天皇御在世中岩手県知事に勅任せられ 先帝の斯民を愛撫せらるゝ大御心の至大無辺なる事を最も能く 拝承して居つた。御製に

県守こゝろにかけよしかやのかまとの烟たつやたゝすや
あかたもる人に問ひみむ民くさにかゝる恵みの露はいかにと

地方長官たる自分は特に此の御製に感激し常に心に銘じ拳々服膺して敢て違はず教育に、実業に全力を以て民生の福利に力めた。けれども今 今上陛下の優渥なる 御下問を拝し調査の結果を見て撫然たる久し。熟々考ふるに教育、勸業、土木等我等の施設は所謂一般方略に過ぎなかつた。斯民を率ゐるに不徹底であつた上迂りであつた。県民中自覚して此の施設を善用するものは字に就くであらう。家業も榮ゆるであらうが然らざるものは我れと没交渉であつたに相違ない。戦を開くに敵状も偵察せず先づ一般方略を宣布して敵は掃伏するものとなしたる感がある。一片の訓令や漠然たる勸奨で恵の露に県民全部が潤ふて居ると思ふのは大なる自惚れだ。県民全体に及ぶべき徹底的方法を用ひざれば民草は慈雨に浴することは出来ないと思へなければならぬ。此の点に於て余は県守として行届かず唯々府県制市町村制其の他の法令を維持し知事の職務として為すべき事を正直に遂行し俯仰天地に愧ぢずと信じたるは誠に通り一遍の凡倉知事であつた。法制の目的は国民を安楽生活に導かんとするに在り之を離れて法令何の価値がある。国民の實際生活を改善するが行政の最も大なる使命である。極端に云へば法令の適用位多少誤りても国民の實際生活を安楽ならしむることが真実の行政である。之が為めに責任を問はるゝも其れこそ俯仰天地に愧ぢずである。⁽¹²⁾

では笠井にとって本当に恥ずかしかつたのはどんなことであつたのか。御下問への奉答中の、県下のさまざま

な統計上の数値、とくに貧民の数の多さが恥ずかしかつたのか。大正五年六月二十七日の郡市長会議の席上での発言で「内容貧弱ナルモノヲ有ノ儘云々」の個所は、そうした趣旨でたしかに書かれている。しかし私は笠井が本当に恥ずかしかつたのは、そうした統計的な数字そのものだったのではなくて、すぐ前の引用箇所での「通り一遍の凡倉知事」たる自分自身に恥ずかしかつたのだと思う。笠井は御下問のなかの貧民以外の岡山県の現状に関する諸指標については当然のことながら精通していて、例えば赴任した大正三年（一九一四）の岡山県は、前年に比べて全体としては二割程度の生産価額の落ち込みが生じ不景気だったが、これは全国的な現象でもあり、農業と工業の県民の間での重みということで言えば、工業の生産力の優位が一応明確になったとは言え、なお県民の六割以上は農業に従事し、農業を主体とした県民生活はこれまでとほとんど変わりなく営まれており、そして続く大正四、五年と景気は回復への傾向にあるとの認識を、岡山県知事官房統計掛の作成になる岡山県統計書などによって得ていたと想像される。⁽¹³⁾つまり「一片の訓令や漠然たる勸奨」という形の地方行政を行なっておれば岡山県については特に心配なしとしていた自分を、急遽実施した貧民調査とつき合わせることで発見して、自らの怠慢に恥じ入っているのではないか。

先の引用で明らかのように、笠井においては明治天皇在世中の岩手県知事時代に自分は牧民官（県守）であるとのアイデンティティ、言い換えれば牧民官たる自分は天皇、自分、民という順序関係で結ばれているとの意識が抱かれていた。笠井において天皇は民を氣遣い、民を愛撫し、しかし民を牧する仕事は自分たち県守に任せる存在であって、こうした天皇観は上山春平が説明するところの「原始・古代の国々には普遍的に存在しながら、今日では類例のない祭祀的君主」⁽¹⁴⁾としての天皇とほぼ同一のものと見えよう。そして古代的であるがゆえの平等性、つまり神的存在を前にしてのそれ以外のすべての存在の平等という古代的観念も笠井によって抱かれていた。つ

まり都市民と農民とを区別しての議論はせずに、県守にとつては民はすべて県民としてくくられるのであり、県民とは全県民のことなだから、笠井は前節の一本内務次官の地方改良への動機、すなわち多数者を前提にしての国民再統合への意欲を共有できるのである。古代君主としての天皇觀の持ち主は、二十世紀の大衆化状況に対応できたのである。以上のようなアイデンティティが岩手県知事時代にすでに笠井にあったにも係わらずいつの間にか忘れられ、今岡山県知事として思い起こさせられる経験をしたことで、恥ずかしさはひとしおだったということであらう。

ところで笠井の場合、御製における県守とは自分笠井信一のことを言っているのだと感じられている、つまり御製という天皇の肉声によって言わば呪縛されているのだが、しかしこのことは神としての天皇の側の「責任の不在⁽¹⁵⁾」と、天皇の命通り行為しているが故に臣民の側に責任はないのだとする天皇制下の密教とからなる、支配の総無責任体制のなかに笠井がはまっていることを意味しない。笠井において自分は天皇、牧民官、民という順序関係のなかでの牧民官として義務を果たすとの責任意識は決して消えることがない。笠井にあるのはむしろ天皇制下の頭教、つまり笠井自身がその一人である支配エリートたちが懸命に臣民に教え込んだ神への「無償の殉教⁽¹⁶⁾」の義務、言い換えればそれを怠った時の恥ずかしさ⁽¹⁷⁾だっただろう。その意味で笠井は内務官僚として特異⁽¹⁸⁾だったのであり、一方でそもそも天皇を玉として扱うことなど不可能だったし、また他方一本のように無機的な「国家の事務」の執行者として自己を限定することも出来なかったのである。一本の後を襲って内相に就任した後藤新平の場合には、国家官僚として帝室を政策の一コマとして扱うことがあったのであり、この点は後にやや詳しく論ずるが、明らかに笠井とは異なるアイデンティティが後藤にはあったわけである。

ところで笠井における岡山県民の貧困状態への憂慮は感覺的に、つまり明治天皇の御製によって、また大正天

皇の御下問によって紛れもなく支持されていたわけだが、そこには前述の通り恥ずかしさと、また警戒心も含まれていた。「済世顧問制度之精神」の「本書の由来」の個所で笠井はこうも言っている。「其の内容は主として實際的経験的なれども又学究的、批判的、想像的に縦横、思惟に任せて忌憚なき筆路を辿り当時の政府者能く寛容し得るや否やを考慮し、制度一たび成れば他に示すの要なきものとして其の儘筐底に蔵す」と。

とは言え、笠井はそのロゴスとパトスを比較的素直に済世顧問発足の年に専門誌に書き記している。すなわち、『救済研究』への寄稿のなかで笠井は、「社会は共進すべきもので、強者独り進むも劣者多く落伍するときは社会は決して健全でない、不健全の社会に存在する事は廻り来りて強者の不幸となる、けれども、今の経済組織は富める者は益々富み、貧しきものは愈々窮する様に仕組まれて居る、畢竟従来の経済学は法を犯さざる範圍に於て極めて自由なるものであつて、智慧のあらん限り、融通のあらん限り、力限り、根限り、我意我欲を容認し所謂偉い者勝ちと云ふ訳であるからである」と述べた。

これはK・マルクスの『経済学・哲学草稿』（一八四三―四五年）のなかの一節、「労働は富者のためには驚異的な作品を生産する。だが、労働は労働者には赤貧をつくりだす」、つまり疎外概念の説明そのものではないか。さらに笠井は「然らば貧者は救ふ事の出来ないものである乎」と自問し、結論として「貧困の原因を討究する事が救済の先決問題である」と主張する。この結論の意味は経済組織の、貧富格差拡大の構造的起因の究明ではなく、「戸口調査」を糸口とする済世顧問一身の範圍内の、ケースに応じた努力の蓄積ということであった。

戸口調査とはこれまで行政とくに警察が行なってきたことであつた。しかし「生活難を救済し個人に快き活動を楽しませるための調査としては警察は不適である」。「そこで同一市町村に永住し親の代から自然顔なじみの有志者に依頼し貧民計りでなく相当家庭に至る迄生計程度の実地調査を為し各方面の民情、習慣殊に悪習慣等

を査察せしめ県庁各公衙と連繋をとりて適切なる改善方法を講⁽²⁶⁾ずることを考えた。官吏では出来ぬこうした仕事を頼むことが可能な有志者、「各方面の篤志家」⁽²⁷⁾を笠井は濟世顧問と名付けたのである。濟世つまり世を救うという命名の仕方について一言しておけば、笠井には次のような社会哲学があった。すなわち、

「社会構成の必要条件は共同生活と云ふ觀念である。此の觀念が原動力となりて社会を構成し又能く發達を遂げしむるのである。だから社会組織内に織り込まれて居る人は中心要素なる共同生活觀念の内容を心得なくてはならぬ。既に共同生活と云へば自然当然に含まれるものは相持ち主義、相互ひ主義、相互依存主義、共存共栄主義、平等主義、協力一致主義、協調親和主義、団体主義と当世流に並べ立てれば色々あるが要するに仲善く喧嘩せず相助みて安楽生活を送りませうと云ふのだ。尚少々詳しく云へば世間は相持ち、利害は共通である。一例を挙げれば軒を並べて居る隣家の失火を消すことに尽力せざれば隣家の焼失と共に我も類焼の不幸を見る。粗製品を割高に売り我独り不当の利を取めんとすればお得意はなくなる。何事も彼我共に立ち得る様にせざれば我必ず亡ぶ。相互利害相関の必然の理由が共同生存の理由である。世には貧富の實際的差別がありても貧者をして益々貧ならしめば、富者独り安楽生活を遂げ得る筈がない。我等の企つる防貧制度は特に此の点に留意し貧富、賢愚、精神界、物質界に涉り相互交渉、相互依存、以て共存共栄を主眼とせなければならぬ。」⁽²⁸⁾

こうした人間関係についての理解は、一木が地方改良事業講習会で参加者に説いた「共同相扶」と同一のものであったわけだが、笠井と一木の間にはそうした人間関係を実現する目的において明確なちがひがある。笠井においてそれがまさに濟世であり、一木においては「国家の進運」であった。そこに由来してであろうと思えるが、笠井の薫陶がしみ込む濟世顧問制度が一木らによって指導された地方改良運動と微妙な違和を表面化させている点については次節の終りの部分で触れるつもりである。ここでは笠井の構想をもうすこし紹介しておこう。

笠井はこう言う。「智力足らざれば濟世顧問は之れを補充し、職を得ざれば之れを紹介し」⁽²⁹⁾てゆくこと、言い

かえれば「貧困者の相談相手となりて、貧に攻められ、煩悶、憂鬱、漸次沈下するものを浮（か）ばせるのである、例へば先づ貧乏の原因を調べ、労働口即ち雇い手無きが為めに貧困なれば、村内の富者又は仕事のある人に紹介斡旋の勞をとり、幼児あるが為めに働く事能はざるものには、幼児保育の道を周旋し、病氣なれば慰安を与へ、尚進んでは済生会、赤十字療養所、慈善家の医師に依頼方を周旋し、何か心配の事に対しては親切に相談に応じてやり、……又怠慢にして貧困なる者に対しては懇篤の説諭を加へ、尚説諭に応ぜざれば漸次に善導を試み、又或は市町村長、有志家、宗教家、警察官、其の他の官憲の助力を得て、極力真人間となす事に努力するのである」⁽³⁰⁾と。

以上のような仕事を担う濟世顧問の人選については、「市は市長に於て警察署長と協議の上詮考したものに對し知事之を囑託し、郡は郡長に於て町村長及関係ある警察署長と協議を遂げ、適不適を甄別して申出でしものに對し同様囑託を為す次第である」⁽³¹⁾。そしてこの人選のみならず、「濟世顧問の背景は相當の官憲が付屬して熱心に其の成功を祈り、地方の富豪、上流並に有志の諸君が援助を与へ異なる筈であるから、誠心誠意を以て之に當れば、所謂社会共進の原動力、世直しの神として尊敬を払はれる次第で有る」⁽³²⁾。

笠井はこのように官吏にあらざる私人としての濟世顧問と郡市町村長、警察署長、知事などの官吏との「援助協力関係」を整えて貧困対策としていたのだが、この公私関係論こそ私は今日の民生委員制度のなかに明瞭に影響を残す笠井のアイデアだったと考える。そして、この点は本稿の結論部で詳しく論ずることとし、ここでは指摘するに止める。さて、彼自身が指摘していた貧困を生み出す経済組織についてはどう扱われているのか。笠井においては、経済組織にかかわる改革すなわち社会主義は明確に拒否されている。濟世顧問は貧困対策とともに社会主義対策という面も備えていたのである。すなわち、「世の形勢を洞察するに思想は漸次左に遷る、少くと

も階級意思が富者を呪ふ如き状勢を孕んで居る。……社会主義者は我国にも漸次増加するのみならず根底も深くなる様に觀察せらる。此の暗流低流が強くなれば生活難の人は同一の流を逐ふであらう。富者たる者の最も心すべき時代である。³³⁾資本主義という現行経済秩序の危機を県知事が一県の内部でだが新制度を発足させることによって克服しようとしていたわけで、ここには内務官僚的な隠然たる力による脅迫の気味も感じさせられる。右の引用個所に続いて笠井はこう言っている。「防貧事業の奉仕は決して人の為ではない我が為である。能く此の辺を了解して貫つて相当の篤志者に依嘱し一人でも救ひ上ぐるに成功せば興味も情勢も加はるであらう、人を待つて行ふ事業は実は此の義が常に難義である。」³⁴⁾

本節では最後にこの笠井と同様に内務官僚として貧困対策と社会主義対策が念頭にあつた後藤新平について触れておきたい。彼は「救貧行政官僚としては開拓的立場にある。彼は……資本家が労働者を酷使しているのを防止することによって社会主義の予防ができると考えたのである。破壊的社会主義の防止策としての慈善救済という理念は彼の一生の方針となつた」³⁵⁾と今日評されているが、方面委員二周年記念会の席上で後藤はかつて日清戦争後の内務省衛生局長時代に伊藤博文に対して「神仏混淆を廢めて国粹的博愛施設の基礎を破壊し世道人心を危かしむるの禍源を作つたと云ふことは確かに薩長政府として施政の方針を誤つた一大罪悪であると信ずる」³⁶⁾と意見を述べ、これに対して伊藤は反発するどころか、「大に共鳴を与へらるゝことになつた」³⁷⁾というエピソードを紹介している。

つまり、かつて存在した博愛施設を国家が破壊し、それに代わるものを国家が創出しないでいること、そしてまた日清戦争に勝つたとはいへ、国民に戦争のために多くの犠牲を強いてきたのだから、それに国家が報いないことは「人心之が為めに愈々危きに陥らしむる基を為して居る、其の影響は早晚必ず何れかの辺に爆発を見る

に至るべきは明らかである⁽³⁸⁾」と後藤は憂慮していたわけで、そしてとくに日清戦争で償金をとれることになって、これこそ国家的慈恵施設の創立のために使うべきだと、後藤はさらに後日伊藤に進言し、その了解を得ていた。ただし、そうした国家的慈恵施設の創設、一般的に言えば「此の社会救済の仕事は何んとかして之を西洋の写しにならないやうに、権利義務の上から脅迫して社会事業を建てたといふ事のないやうにしたいといふのが自分の初一念である、それが又建国の趣旨の本である」とまで私は信じて居る⁽³⁹⁾」のであって、そのために日清戦争の償金はその「三分の一即ち三千万円を第一に帝室に上げるがよい⁽⁴⁰⁾」、と後藤は伊藤に対して主張していたのである。すなわち、「我が帝室は慈善の源であつて西洋の帝室の慈善の源といふのとは意味が違ふ、所謂義は君臣にして情は父子なりといふ事で成立つて居る、帝室は此の自然的真愛の源泉であつて誠に父子の情誼を以て国が成立つて居るのだから何うしても特に此点に注意を払はなくてはならぬと考へる、それで此の御初穂を先づ帝室に上げて、更に帝室から詔勅を付けて之を御下賜になるといふ事にして之を基本として種々社会の制度の改善を図る事にせられたらよかるうといふ事を伊藤侯に述べて大に其の了解を得たのである⁽⁴¹⁾」。

この後藤新平のプランは結局「画餅に帰⁽⁴²⁾」すのだが、笠井信一と比較して言えることは、後藤の場合には「此の日本新王道論其物は詰り国家社会主義なのである⁽⁴³⁾」と言っている所からも伺えるように、天皇を国家経営のための一要素として扱う国家理性を備えた国家官僚だったという点だろう。笠井の場合、济世顧問への動機ということでは、あくまで感覚的に刻印された天皇、牧民官、民が中心にあり、感覚を超える国家理性の要請として济世顧問があるとは考えられていないはずである。したがって、济世顧問制度発足後二十数年の昭和十六年にして、次のようにこの制度が評価されることに笠井は心外の思いを抱くはずである。すなわち、济世顧問制度の「究極の目標は只単なる個人の生存発展でもなく、又大衆の幸福のみを目的とするものでもない。国家

自身の生存發展が第一の目的であり、高度国防国家の建設があつて、即ち又国民各自が職分奉公に資する所以のものである。⁽⁴⁴⁾

多少くり返すことになるが、笠井は天皇を手段視し得ないがゆえに、また自らの恥と係わっているがゆえに、笠井の内面では天皇と結びつく一定の制度を、笠井の外部分まり岡山県の地方行政というコンテクストでは天皇の名を出すことで精神的に推進することには逡巡が強かつたのではないか。先にも示唆したように、この濟世顧問という新制度を県民に初めて公表する際、天皇からの御下問の件は一切触れられていなかったし、また大正五年十一月の岡山県通常県会で濟世顧問制度実施のための予算たる慈善救済費が審議された際にもその点に言及した形跡がまったくない。⁽⁴⁵⁾ こうした雰囲気は、ちょうど二年前の大正三年十一月の同じく岡山県通常県会の開会の辞における笠井とはきわめて対照的と言わざるを得ない。笠井はこう述べていた。「初メテ諸君ト一堂ニ会シテ通常県会ヲ開キ県政ヲ語ルノ機会ヲ得マシタコトハ私ノ光榮ト存スルトコロテコサイマス、開会ニ方リテ謹ンテ一言ヲ陳ヘタイコトハ本年 昭憲皇太后崩御アラセラレ世ハ常闇トナリ吾々臣民ハ罔極ノ悲痛ニ沈ミマシタ、折柄 今上陛下ニハ内帑ヲ開キ各地方ニ六拾万円ヲ頒賜セラレマシテ本県モ亦尙万四百円ヲ拝受仕リマシタ、天恩優渥洵ニ恐懼ニ堪ヘマセヌ、吾々臣民ハ益々忠勤ヲ抽テ皇運ノ扶翼ヲ全フセナケレハナラヌ效ニ一言ヲ陳ヘマシテ忠良ナル臣民タラムコトヲ諸君ト共ニ盟フ次第テコサイマス」。⁽⁴⁶⁾

明らかに笠井は天皇シンボルそのものに逡巡するのではなく、自らの恥と結びつくものである限りにおいて、あるいは自らの行為へのお墨付きとしては天皇シンボルを使うことを自制しているのである。⁽⁴⁷⁾ したがって笠井が濟世顧問という新制度を県下に公表した大正六年二月にこの新制度への関心が沸き起らなかったことは、⁽⁴⁸⁾ 失望と安堵感の入り交じった複雑な心理状態に笠井はあつたと想像される。ジャーナリズムにせよ、⁽⁴⁹⁾ 県会にせよ、ある

いは後述のように部下の県庁職員たちが、笠井の打ち出した新制度にほとんど無関心ないし非協力であったことは、笠井にとって地方改良上の成果を挙げるといふ点ではたしかにマイナスだったが、しかしそれは覚悟の上のことだったろう。笠井の名が濟世顧問との関連で知事在職中に地元ジャーナリズムに登場することは筆者の見限り皆無であった。例えば大正七年の大阪府方面委員発足に主導的役割を果たすことになる大阪府嘱託小河滋次郎が、大正六年四月に徳富蘇峰、生江孝之内務省嘱託らと共に岡山を訪れ、「笠井式救済機関」を視察した際にも、地元新聞は小河の来岡の真の目的を察知しておらず、「岡山孤児院記念会——創立満三十年」への参列との記事が書かれるのみだった。濟世顧問の名は今日の言葉で言うなら「ロコミ」でしか広がりなかったというのが実際のところだったように思われる。

(1) 守屋茂「笠井信一の人と思想——特に東洋的伝統を顧みて——」、『龍谷大学論集』(龍谷学会編)、第300・301合併号(昭和四十四年五月)、五二七ページ。

(2) より詳しい年譜は岡山県社会事業協会編『岡山県濟世制度二十年史』(昭和十一年)四五〇—四五三ページ参照。

(3) 笠井信一『濟世顧問制度之精神』(岡山県、昭和十四年)序一ページ。この「本書の由来」は、その書き方からして、本文と時期的にはまったく別に書かれたものであることがわかる。すなわち、本文は「防貧研究」の題の下で執筆され、大正五年初冬に脱稿したものが、「本書の由来」の方はその「防貧研究」を『濟世顧問制度之精神』との題で昭和三年に出版することになった際に書き加えられたもので、それぞれ独立のページ数が打たれている。そのため本稿では区別のため、「本書の由来」の場合には序何ページと記す。なお大正五年の貧民調査については本文の方に次のような説明がある。「仮りに郡部に在りては県税戸数割、賦課等級の最下級即ち一ヶ年平均六銭を負担するもの及び岡山市に於ては家賃一ヶ月一円三十銭以下の借家に居住する者を調査したるに、戸数二万九千九百九十九戸、人口十萬三千七百八十人と云ふ驚くべき数を発見した。」(一ページ) またこの貧民調査のより詳しいデータは『岡山県濟世制度二十年史』四三一—四三二ページ参照。

(4) 『明治天皇紀』第十二(吉川弘文館、昭和五十年)三九〇ページ。

(5) 同右、明治四十三年四月二十二日の模様の全文を参考のために引用しておく。二十二日午時千種の間に出席、地方長官会議に列席のため上京せる京都府知事大森鐘一以下各地方長官四十七人を召して宸餐に陪せしめたまふ、邦彦王・恒久王及び内務大臣・宮内大臣・侍從

長・侍従武官長・内務次官・警視總監等亦之れに陪す、尋いで二十五日侍従長をして北海道庁長官河島醇・千葉県知事有吉忠一・茨城県知事坂仲輔・山梨県知事熊谷喜一郎・滋賀県知事川島純幹・岩手県知事笠井信一・青森県知事武田千代三郎・沖縄県知事日比重明の八人に御下問の事項を伝へしめたまふ、純幹・信一・重明の三人は即日奉答書を上り、自余五人は明日上書奉答す、(同。『大正天皇紀』は未刊であるが、大正五年五月十八日の地方長官御陪食については次のように新聞では報じられている。すなわち、「天皇陛下には十八日正午宮中千種間の午餐に久邇宮邦彦王東久邇宮稔彦王兩殿下を御召の上地方長官に御陪食仰付られたり」(東京朝日新聞、大正五年五月十九日)。

(6) 笠井、前掲書、三ページ。「御嘉納」とは文字通りに解すべきである。つまり喜んで受け取っていただけのようなものは作れなかったという意味であって、そもそも奉答できなかったということではないというのが私の解釈である。

(7) 『岡山県済世制度二十年史』一〇ページ。

(8) 守屋茂「笠井信一の人と思想」、前掲誌、五三二ページ。なお守屋には『近代岡山県社会事業史』(岡山県社会事業史刊行会、昭和三五年)や『日本社会福祉思想史の研究』(同朋舎出版、昭和六十年)などの関連著作があり、参考にさせていだいた。

(9) 『岡山県済世制度二十年史』一一ページ。

(10) 済世顧問設置規程

第一条 済世顧問ハ県下市町村ノ防貧事業ヲ遂行シ個人並社会ヲ向上セシムルコトヲ以テ目的トス

第二条 済世顧問ノ防貧方法ハ精神上ノ感化、物質上ノ斡旋等ニ依リ現在及将来ニ於ケル貧困ノ原因ヲ消滅セシムルモノトス

第三条 済世顧問ノ員数ハ市ニ在リテハ十五名、町村ニ在リテハ一名トス但シ区域ノ広狭ト事業トニ因リ其ノ員数ヲ増加スルコトアルヘシ

第四条 済世顧問ハ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ囑託ス

郡市長前項ノ推薦ヲ為サントスルトキハ第五条ノ資格ヲ有スル者ノ内ヨリ関係警察署長及町村長ト協議詮衡スルモノトス

第五条 済世顧問ニ推薦セラルヘキ者ハ左ノ資格ヲ具備スルモノナルコトヲ要ス

一、人格正シキモノ

二、身体健全ナルモノ

三、常識ニ富メルモノ

四、慈善同情心ニ富メルモノ

五、市町村内中等以上ノ生活ヲ営ミ少クトモ俸給ヲ以テ衣食ノ資ニ供セサルモノ

六、忠実勤勉其ノ職務ニ尽スヘキモノ

表 1

(単位は円)

岡 山 県	農産物価額	工産物価額	生産総価額	純国内生産
明治42年	31,682,315	35,194,764	76,284,980	7,475,000,000
43年	34,080,768	37,045,842	81,136,280	7,559,000,000
44年	43,832,865	42,573,555	95,855,769	7,895,000,000
大正元年	50,359,136	49,651,062	110,545,117	8,097,000,000
2年	50,799,299	52,407,352	114,584,273	8,171,000,000
3年	36,902,883	45,203,223	92,732,292	7,879,000,000
4年	33,060,058	44,589,390	93,047,281	8,609,000,000
5年	45,601,992	65,029,973	139,031,507	9,961,000,000
6年	62,559,545	103,493,867	203,936,389	10,302,000,000
7年	96,606,066	152,663,229	280,817,054	10,391,000,000

農産物価額、工産物価額、生産総価額は大正2年までは大正2年岡山県統計書123ページの第150表より、大正3年以降は大正7年岡山県統計書202ページの第179表より。純国内生産 (Net Domestic Product at Market Prices) は大川一司編「国民所得(長期経済統計 1)」東洋経済新報社(昭和49年)225ページの第23表より。

表 2

岡 山 県	米の収穫高 (単位は石)	米 価 (単位は銭)
明治42年	1,629,119	1323
43年	1,426,201	1369
44年	1,604,901	1826
大正元年	1,492,843	2188
2年	1,672,900	2226
3年	1,727,734	1556
4年	1,401,622	1271
5年	1,839,457	1370
6年	1,685,163	1960
7年	1,520,915*	3382
10年間平均	1,600,086	1847.1

米の収穫高は大正7年岡山県統計書208ページの第188表より。ただし、*印を付けた大正7年については疑問がある。米価は渡辺頼母編「米相場虎の巻」(昭和10年)、4-7ページより。

(11)

『山陽新報』大正六年二月二十七日付。

(12) 笠井、前掲書、二ページ。原泰一『方面事業』(常磐書房、昭和十六年)、五三ページ以下など参照。

(13) (同右、三一—三二ページ)。

第六條 濟世顧問ハ其ノ職務ヲ執行スルニ当リ相互間ノ連絡ヲ保チ必要アルトキハ関係官公署ノ助力ヲ要求スルコトヲ得
第七條 濟世顧問ハ名譽ノ職トナシ之ヲ優遇ス

表 3

岡 山 県	耕 地 面 積 (単位は町・反)
明治42年	124,005.3
43年	124,823.6
44年	125,739.1
大正元年	125,482.6
2年	125,830.4
3年	125,779.6
4年	125,514.9
5年	125,587.6
6年	125,712.2
7年	125,275.3
10年間平均	125,375.06

大正2年までは大正2年岡山県統計書124ページの第151表より、大正3年以降は大正7年岡山県統計書202ページの第180表より。

表 4

岡 山 県	農業戸数	全県戸数	農業人口	全県人口
明治42年	158,767	241,394	785,259	1,230,410
43年	158,239	246,614	815,648	1,236,735
44年	154,997	242,845	819,470	1,246,776
大正元年	154,892	243,147	822,021	1,249,848
2年	156,291	244,266	835,329	1,255,935
3年	156,697	245,064	837,821	1,265,133
4年	155,347	246,528	839,252	1,271,225
5年	154,568	247,464	839,309	1,277,087
6年	154,329	247,922	841,122	1,287,168
7年	155,086	252,052	820,019	1,279,986
10年間平均	155,921.3	245,729.6	825,525	1,260,030.3

大正2年までの農業戸数人口は大正2年岡山県統計書53ページの第39表より、同じく全県戸数人口は同書39ページの第33表より、大正3年以降の農業戸数と全県戸数は大正7年岡山県統計書75ページの第41表より、同じく農業人口と全県人口は同書77ページの第42表より。

大正二年と大正七年の二つの年の岡山県統計書から作成した明治四十二年(一九〇九)から大正七年(一九一八)までの十年間の農産物価額、工産物価額および生産総価額の一覧表に純国内生産高を付記したものが表1である。この表を見るとまず大正三年に岡山県の生産総価額が前年の八割ほどに落ちていた点が目につくが、農産物と工産物の生産価額の比較という点では大正二年までは両者はほぼ拮抗の状態にあり、大正三年からは工産物の方が農産物を凌駕し、大正三年から同七年までの五ヵ年でそれぞれの年の農産物価額を一とすれば、工産物価額は一・二二から一・六五の間を示すに至った。生産物価額の伸びとということでは、この十年間に工産物は四・三四倍、農産物は三・〇五倍の伸びを示している。勿論こうした伸び率は単純な生産量の伸びを意味するものではなく、岡山県の農産物の中心である米の収穫高

と米価(一石)の変動を表にした表2を見ると、この期間に米の増産はなく、物価が二倍から三倍に上昇したと観測できるのではないか。また表3の岡山県全体の耕地面積、表4の農業戸数人口、全県戸数人口からしても、この期間を通して岡山県の農業はほぼ同一規模で営まれていると言えよう。

(14) 上山春平『天皇制の深層』(朝日新聞社、一九八五年)、xiiiページ。

(15) 平井啓之『現天皇と民族の倫理』、わだつみ会編『天皇制を問いつづける』(筑摩書房、一九七八年)、九三ページ。

(16) 同右。

(17) 平井啓之は一九七二年グアム島から帰還した横井庄一の次の言葉を引用している。「……私は天皇陛下さまからいただいた小銃はちゃんと持って帰ってまいりました。陛下さまにそれはお返し申し上げます。陛下さまに対しては、私は十二分にご奉公できなかったことを、私としては恥ずかしいことでございます。」(同右、八二ページ)。

(18) 升味準之助はその『日本政党史論』第四巻のなかで「帝大官僚は……法学部を卒業し高等文官試験に合格し、行政の実務にたずさわる専門化した官僚である。しかし、彼らはそれ以上であることを望んだ。天皇の官吏として民を牧すること、すなわち、行政の実務に躡踏しない政治家的行政官であることが、彼らの抱負であり矜持であったと考えられる。……第一次大戦後、彼らがあまりに牧民官的であって専門知識に乏しいことに対する批判から、行政についての専門的研究のおこなわれる風潮が一部に生じたようである」と述べている。(東大出版会、一九六八年、一六六一―一六七ページ) 升味の指摘に従うと笠井が特異な内務官僚であるとはまったく言えないことになるが、しかし守屋茂が言うように「もとより他府県の知事にも同様の御下問があったかも知れない」(笠井信一の人と思想、前掲誌、五三〇ページ)のであり、やはり笠井の行動様式は例外的だったように思われる。

(19) 笠井、前掲書、序一ページ。

(20) 笠井信一『済生顧問の施設に就て』、『救済研究』第五巻第五号(大正六年)、五一七―七ページ。

(21) K・マルクス、城塚・田中訳『経済学・哲学草稿』(岩波文庫、昭和三九年)、九〇ページ。

(22) 笠井『済生顧問の施設に就て』、前掲誌、五一八―九ページ。

(23) 同右、五一九ページ。

(24) 笠井、前掲書、二三三―三ページ。

(25) 同右、二二二―二二ページ。

(26) 同右、二二三―二四ページ。

(27) 同右、二四―二五ページ。

- (28) 同右、一五八ページ。
- (29) 笠井「濟世顧問の施設に就て」、前掲誌、五一九ページ。
- (30) 同右、五一九―五二〇ページ。
- (31) 同右、五二四ページ。
- (32) 同右。
- (33) 笠井、前掲書、二四―二五ページ。
- (34) 同右、二五ページ。
- (35) 日本社会事業大学・救貧制度研究会編『日本の救貧制度』（勤草書房、一九六〇年）、九七ページ。
- (36) 後藤新平「祝辞」、『救済研究』第八卷第一二号（大正九年）、一〇四八ページ。
- (37) 同右、一〇四九ページ。
- (38) 同右、一〇四八ページ。
- (39) 同右、一〇五一ページ。
- (40) 同右、一〇四九ページ。
- (41) 同右。
- (42) 同右、一〇五〇ページ。
- (43) 同右。
- (44) 守屋茂「岡山県に於ける五人組制度」、『隣組の歴史』（岡山県郷土史学会、昭和十六年）、八八―八九ページ。
- (45) 『岡山県濟世制度二十年史』、一四―一七ページ参照。
- (46) 『岡山県会史』第四篇（岡山県、昭和十四年）、一六六―一六七ページ。また『岡山県濟世制度二十年史』三四―三四二ページの元岡山県風花土文太郎が語る大正三年の地方長官会議の際のエピソードも参照。
- (47) 制度が「たび成ったところで言わば回顧的に天皇シンボルに言及することは勿論積極的になされるべきことであった。「大正十三年十月六日長野県第二回方面委員総会に於ける当時の貴族院議員笠井信一氏の講演」である『濟世顧問制度詳解』（岡山県学務部社会課、昭和五年）の「二、制度創設の動機」（三―四ページ）参照。
- (48) 『山陽新報』大正六年二月二十八日付の社説「笠井知事の訓示」参照。この社説では、二十六日の訓示のなかで笠井が言及していた濟世顧問については一言も触れられていない。

(49) 濟世顧問制度発足四年目の大正九年においてすら次のような質疑が県会において交わされていた。県下における濟世顧問活動のバブリティがわかるであろう。議員からの質問は「此濟世顧問ヲ設ケラレマスニハ、或一定ノ標準ガアツテ、御設ケニナツタノデアリマスカ、何デモマア作州東部ノ方ニ於キマスルト、濟世顧問ニナツテ居ル人ハ少イヨウデアリマス、ソレデ又其人ノ活動シテ居ルコトモ一向耳ニシマセスガ、是ハ御置キニナルナラバ、モウ少シ人数ヲ増シタラドウカト本員ハ考ヘマス、ソレト又県下ニ於テ濟世顧問トシテ活動セラレマシタ著シイ効果ノ有リマシタ郡ガアリマスナラバ、一二デ宜シウゴザイマスデ、概要ヲ御知ラセ下サリマスレバ、宜シウゴザイマス」であり、これに対して理事官三樹樹三は設置規程を説明し、活動の現況としては本稿次節でも取り上げる御津郡馬屋上村の藤井静一らの努力を紹介し、「中ニハ活動ト云フ点ニ於テ、或ハ鈍イト認メラレルヤウナ方モ居ルノデアリマスルガ、一体カラ見マスルトソレ／＼濟世顧問ヲ置カレタ所ノ趣旨ト云フモノヲ体得セラレマシテ、活動セラレテ居ルコトヲ私共認メテ、非常ニ感謝致シテ居ル次第デアリマス」と答えていた。(大正九年通常岡山県会会議録、九七一―九九ページ)

(50) 地元ジャーナリズムのみならず、「中央報徳会の機関誌というよりは、地方改良運動の普及・宣伝誌」(佐々木豊「地方改良運動と町村是調査」、神谷監修前掲書、第一巻、四五―五二ページ)である『新民』に岡山県濟世顧問は紹介されず、また岡山県知事在任中の大正七年一月に笠井が同誌(第一三編第一号)に唯一執筆した際にも、濟世顧問という新制度の存在をにおわせる書き方すらしていなかった。

(51) 小河滋次郎「岡山より——笠井式救済機関に就て」、『救済研究』第五卷第五号(大正六年五月)、五六〇―五六二ページ。

(52) 『山陽新報』大正六年四月二十四日付。

三、事業としての濟世顧問制度

昭和十一年(一九三六)に岡山県社会事業協会から『岡山県濟世制度二十年史』が刊行されている。大正六年(一九一七)を濟世制度元年とすれば、昭和十一年は二十年目に当るわけで、濟世顧問誕生の事情から運用の実際さらに新たな濟世委員制度の発足そして県当局者や濟世顧問、濟世委員の関係者らの証言や種々の統計など、今日から見て貴重な資料が数多く収録されているものだが、本節はこの『岡山県濟世制度二十年史』を通して、笠井信一の思想が投入された場たる岡山の若干の状況を明らかにしたいと思う。

同書は濟世顧問制度の創設と題する第一編第一章で、「大正七年の米騒動に因る一般的社会事業勃興の具体的契機に先んずること二年⁽¹⁾」の出来事として、笠井における御下問を位置づけている。つまり、濟世顧問は米騒動のような社会的事件を契機として誕生したのではないということであるが、しかしこのことは岡山県知事の発案になる一制度が岡山県における社会事業とは無関係だったということを意味しない。むしろ、濟世顧問に推される以前から、笠井が期待するような活動を既に自発的に行なっていた人たちに笠井は白羽の矢を立てて、濟世顧問に推したと見るべきである。

大正七年末から同十一年半ばまで岡山県庁に勤め、社会課長を歴任した三樹樹三は次のように証言している。すなわち、「馬屋上村の藤井(静二)氏は安部倉部落に於て実行されて居つた共濟事業を全村に拡張して、馬屋上村共同濟世社を設立された。鳥取上村の山本(徳一)氏は学校医の立場から母の会を起して、児童保育方法の指導を試みて居られたのを、更に徹底的に小兒保護事業を行ふ為、鳥取上村小兒保護協会を設立されるに至つた。更に堺村の三浦(伊助)氏は多年の宿願を堺村濟世禁酒会に依つて達せられ、小田郡の高橋(慈本)氏、渡辺(元一)氏等は悲眼院の救療事業を拡大強化せられ、上斉原村の藤木(勇治郎)氏は勤儉奨励に一層馬力を加へられた訳である。斯様に数へあげれば際根のない話であるが、此等の諸氏の事業の成果が次々と追隨者を生じて、各種事業踵を接して起り、絢爛たる岡山県社会事業の華となつた次第である。固より古くから社会事業の芽生えて居る土地柄であり、社会改善に関する熱意の強き諸氏のことであるから、仮令濟世顧問制度が布かれなかつたとしても、或る程度の事業の起つたことに間違ひなかつたであらうが、濟世顧問制度が布かれ、長官自ら大に馬力をかけられたことが、此等の事業の進展にどれ程力があつたかは想像するに難くない。⁽²⁾」

少なくとも社会事業への志のある人物を期待している以上、顧問については則闕主義だったわけである。すな

わち、「濟世顧問の囑託は一村其の人を得、一町其の士の存するによりて囑託し、決して県下一斉に囑託を為すことは出来ない。勿論県下一般を通じて本制度の活動を見るは望んで止まざる所であるが、今日に於て一郷一村の衆望を荷ひ、時代を洞察するの明を有し且常に貧者の良友、師父たるの余裕を存する人士は決して求むるに従つて得られるものではない。若し組織を重んずるの結果其の人に非ずして其の職に就かんか、却つて本制度の尊敵を冒瀆し、其の進展を阻害するに至るは火を賭るより明かなる」と『岡山県濟世制度二十年史』⁽³⁾は記している。つまりそもそも組織的成果は期待されていなかったのである。その意味で国策たる地方改良事業としては濟世顧問はまことに不十分だったわけである。だが、いかに不十分だったとはいえ、笠井において方針変更を自らに強いる理由は存在しなかったはずである。笠井は前節で説明したように、天皇に対する人格的責任のもとに濟世顧問制度を考えていたのであり、それゆえこの制度はまさしく一人一人の人格によってのみ担われ得るのであって、組織的対応ないし強制的実施などはむしろ禁忌に近いことがらだったのではないか。

だが、事業としては笠井の心情とはうらはらに、組織的な対応が求められていた。たしかに、濟世顧問の仕事は救貧ではなく、防貧ではあった。つまり救貧とは、「到底恢復の見込なく永続的に救助を要する者に生活資料を恵与するが如きものにして、此等に対しては当然公共体其の他に於て其の救済の方法を講ずる」⁽⁴⁾ものであり、これに対して防貧とは「未だ其の極に達せず、各種の障害に阻まれて其の機能を充分發揮し能はざる者に保護を与ふる」⁽⁵⁾、言い換えれば「自ら働きて自ら支へしむる」⁽⁶⁾仕事——「共同相扶」ないし自助への援助——⁽⁷⁾なのだから、一対一の配慮が必要なのであって、組織的なやり方はむしろ不向きのはずであるが、しかし防貧を「徹底せしむる為には、市町村内の貧困者の調査を綿密にしなければならぬ。……此の社会測量の技師には何も濟世顧問の様な厳格な資格を必要としない。それよりも数多くの骨惜しみをしない活動家が欲しいのだ。……是が大正十

年、新に濟世委員制度を設置せらるゝに至つた所以であり、之に依つて濟世顧問制度と相俟つて防貧施設の完備を期せんと庶幾されたのである。⁽⁸⁾大正十一年の段階で、濟世顧問一六九名、濟世委員二三九八名であつた。⁽⁹⁾

笠井は大正八年四月には北海道庁長官として岡山を去つており、濟世委員制度は笠井の手から離れた所で創設されたわけだが、濟世顧問と濟世委員は濟世制度と共に称せられるものとして存在した。『岡山県濟世制度二十年史』が編まれる所以であるが、県の社会事業主事補として濟世制度にかかわつた大森次郎は、濟世顧問と濟世委員との「関係につきましては従来屢々議論の種となつてゐる様であるから多少當時の消息を述べて置きたいと思ふ⁽¹⁰⁾」と語つていた。大森は「外觀上は純然たる二制度であるが、…二制度の併用人と組織との妙合によつて完全無欠なる濟世制度は出来上つた⁽¹¹⁾」と述べながら、一方で「顧問制度の運営未だ全からざるに笠井知事遠く北海道に転ぜられ、委員制度成つて半歳既に三樹社会課長北信長野の地に去る。今日我が濟世制度が本邦最古最大の委員制度たる名譽を担ひながら其の活動に於て兎角の批評を受くる所以は、蓋し幼齡早くも産みの親の手を放れ爾後の運営区々として一貫する所がなかつた為ではなからうか⁽¹²⁾」と指摘している。

ここで「我が濟世制度が本邦最古最大の委員制度」と言つてゐるのは、先にも若干触れた大正七年大阪府に誕生し、以後全国化していった方面委員制度⁽¹³⁾を念頭に置いているわけで、大阪に生まれた方面委員の岡山版たる濟世委員を加えた岡山県濟世制度が「兎角の批評を受くる」のは、大森によれば、人事の不当さに原因があつた。だが笠井知事の場合だけで言えば、彼の在任期間の五カ年は戦前の岡山県知事のうちで最長であり、笠井の前任者たる湯浅倉平は一年、後任の香川輝は三年であり、昭和初期は五人の知事がいずれも一年前後で入れ替つていた。⁽¹⁴⁾官僚の政党化が進むなか、内務省の役人の任期の短かさは自他共に与件として計算されていなければならぬ性質のものであり、問題はむしろ制度そのものに内在していたと見るべきではないだろうか。

岡山県属だった花土文太郎は問題点を次のように指摘している。花土は言う。当時の済世顧問の事務取扱いは専ら地方課で行ない、ただ任命の辞令だけは官房から出していたのだが、「この顧問の推選（選）を受けた連中が、是亦有難迷惑を考へて一向に活動して呉れぬ。果ては自分等の力では到底出来ないといふて、辞令返上に及んだものも二、三あつた事を記憶して居ります。それもその筈、県庁の膝下での上層に立つ幹部連が、顧問制度は尚早だ、何で左様旨く往くものかい。所謂蔭で顔を纏める連中があつた位で、只明府（笠井知事）一人が胸中独りヤキモキと焦慮して居られたのであります。」⁽¹⁶⁾

『内務省史』によれば、「米騒動の善後措置、すなわち食糧不足と物価騰貴等に対する国の施策としては、慈善事業・救済事業とよばれたものが、いつしか名実ともに社会事業となつたが、当時、社会主義を連想させる『社会』という文字は嫌われ、『民力涵養』という文句が使われた。救護課を社会課と改称することは容易に実現しなかつた」⁽¹⁷⁾とあるが、救護課が内務省地方局に設置されたのが大正六年八月であり、救護課設置以前は「賑恤救済は地方局の所管ではあつたが、同局のいわば片すみで取扱われたのであり、そのための専管の局はもちろん、専管の課すら設けられないで、長い時期を経過した」⁽¹⁸⁾。内務省の課の名称のみで言えば府県課（19）から救護課であり、その救護課が社会課と改称されるのが大正八年十二月であり、そしてこの社会課が地方局から独立して内務省社会局が設置されたのが大正九年八月であつた。一方、岡山県で地方課から社会課が分離独立したのは大正九年五月、つまり内務省地方局社会課設置の半年後であり、「当時はまだ救助とか保護とか云ふ言葉さへ嫌つてゐた」⁽²⁰⁾のであつて、大正五、六年頃の岡山県庁の役人たちが笠井を言うならば「白い眼」で見えていたとしても、それは無理からぬことであつたろう。

また笠井が岡山に赴任した翌年の大正四年九月の岡山県会議員選挙では、総議席三十九のうち二十九を国民党

が獲得し、県会は国民党の独擅場であった。笠井のあとを襲った香川輝は時の首相で政友会総裁の原敬が「国民党が金城鉄壁と頼む岡山県の堅壘を粉碎し、政友の勢力を扶植せんがため」に送った「有色知事」⁽²¹⁾だったが、その香川とは違い、政友会の色も国民党の色も着いていない言わば無色知事である笠井は、無色であるがゆえに県会で絶対多数を誇る国民党と衝突をくり返していたのであり、その意味からも県会から笠井の構想が支持されることはあり得ぬことだった。

笠井の本来は手足たるべき県庁からも、県会からも積極的な支援を得られなかった新制度たる濟世顧問制度は、ではその顧問に推された当の人たちからはどう受けとめられていたのだろうか。『岡山県濟世制度二十年史』には多くの濟世顧問、委員の手記が載せられているが、その中で例えば林甚八は「私共創設以来顧問として本制度の發展上には努力した一人であるが、当時の社会状勢は今日の如きとは雲泥の相違があつて、一般民衆は素より相当の地位にある人でも無頓着であつて、濟世事業とか社会事業とか云ふことには耳を傾けるものが少かつて事業をせんとしても手のつけ様もなく、特に農村などでは問題とはならなかつた」⁽²²⁾と回顧しており、また同じく濟世顧問の池上長右衛門は「濟世顧問の囑託を受けた時自分等の若さで濟世事業などとは柄にない事であつて、同じ世の為に働くと云ふならば今少し積極的に働き甲斐のある仕事、例へば地方産業の興隆とか、或は教育又は政治に貢献した方が遙に力強い男らしい仕事である。……(社会事業は)初めは何か消極的な面白味のない暗いジメ／＼した仕事の様に考へて居た」⁽²³⁾と述べていた。

このようなマイナスのイメージは濟世顧問という名称そのものにも付いてまわった。濟世顧問の原澄治は「濟世顧問創設の当時自分は教化事業の方に興味と必要とを感じて居り、青年の夜学や其の他教育の問題に関して屢々笠井長官にはお目に懸り、色々御教示も受けて居つたが、濟世顧問の選任に対しては御辞退したいと思ふて居

つた。第一、世を濟ふなんて名からして大げさ過ぎると思ふた⁽²⁶⁾と述べている。濟世顧問に推された人たちにおいても戸惑いは隠しようもなかったわけで、原によれば「濟世顧問創設当時の一般の顧問の考へ方は寧ろ消極的であり、従つて特別な熱心な人々の所を除いては何だか物足らぬ感があつた⁽²⁷⁾」。

たしかに制度実施後滿一年にして七十九名に達した「濟世顧問は何れも直接間接笠井知事の指導を受け、熱心なる濟世顧問に至りては屢々知事に面接を求めて親しく教示指導を受ける者亦日に多きを加ふるに至つた⁽²⁸⁾」のであり、「笠井知事は予め知事室の一隅に黒漆の塗板を用意して、カード式になれる濟世顧問の名札を掲げ、濟世顧問の事業の相談等のため来訪を受けたるときは直ちに室内に招致して親しく飲談を交し懇々と防貧のことを説示されたので、濟世顧問は常に旧師に会つて親しく教示を受ける様な敬虔と親密の情に充たされてゐた⁽²⁹⁾」と『山県濟世制度二十年史』は伝えているが、同時にこうした知事と濟世顧問の良好な関係は「大正八年四月笠井知事の転任によつて事やみとなつた⁽³⁰⁾」のも事実であり、「特別な熱心な人を除いては」濟世顧問となつても、ある特定の人物が介在しなければ新たな行為への動機は生じない、つまり制度としては濟世顧問は十分に機能してはなかつたというのが現実だつたのではないだろうか。

ここではその「特別な熱心な人」の一人として馬屋上村の濟世顧問藤井静一を紹介しておきたい。藤井は笠井から囑託を受けた一人であるが、囑託を受ける以前から笠井が濟世顧問に期待する仕事を行なっていた人物であり、藤井との出会いは「濟世顧問設置の近因⁽³¹⁾」とも言えるものであつた。花土文太郎の手記には次のような一節がある。すなわち、

「大正三年中の事と思ひますが、同僚の上田菊太郎君が御津郡内の町村に行政監督に出張した。其の頃の監督は市町村制の法制に準拠して、専ら非違行為を注意するといふ筆法で、積極的方面の美事善行の事蹟調査は殆ど閑却せられ

て居つた様でした。それでも一、二の篤志善行は付属的に調査復命することになつて居た。処が因らずも此の上田県属が、馬屋上村役場に出張し調査の結果、今の濟世顧問藤井静一君の實行事蹟が其処に展開される様になつたのであります。……篤志家藤井静一君が、居村先輩の年々米集め麦集めを承継し、その取集めた各一俵宛が蓄積せられて莫大の貯穀となり、その貯穀に因て村内三和部落の防貧、救貧が行き届いて居る有様が、同属の復命に因て明府（笠井知事）の耳に入つた事である。明府は感嘆せられた。歓喜せられた。防貧、救貧とは此の事である。藤井君の事業は取つて以て師とすべしだ。明治大帝の大御心に奉答すべきは此の仕事である。明府の胸中には一道の光明が輝いた。早速と道岡（秀彦）内務部長が呼び立てられた。川口（守治）理事官が駆け付けた。その結果私を特派せられて藤井君の事蹟に対し、精密に再調査を為すべく命ぜられたのであります。其処で私が馬屋上村に出張し、藤井氏の宅に二泊して貯穀、防貧の事業や其の他の事業に就いて同君の善行を精しく調査の上復命したので、明府は非常に喜ばれ、藤井君を迎へて親しく其の意見を聴取せられ、その結果茲に濟世顧問の制度が確實に立案発表せられる様になつたのであります。」

この引用個所の冒頭に大正三年という日付けが出てくるが、これはこの引用個所全体が大正三年中の出来事と
いうことではなく、発端の御津郡への上田による出張の日付けと見るべきで、引用個所の最後のあたりは大正五
年から六年にかけてのことのはずである。⁽³³⁾つまりこの個所は大正三年から大正五、六年にかけての三、四年間の
行政過程とでも言うべきものであった。

藤井静一は明治三年（一八七〇）岡山県御津郡馬屋上村の安部倉という部落に、地主の息子として生まれ、明治三
十五年にはその安部倉部落の人々の「精神的融和団樂の策」⁽³⁴⁾として懺悔会、翌三十六年には「精神的貧困だけで
なく物質的貧困の救済のために」安部倉融通講を組織、また明治四十一年十月の戊申詔書を受けて安部倉矯風会
の名称で「智徳の修養風俗の改善勤儉貯蓄の奨励等をなす為め毎月一回」⁽³⁶⁾講演会を催し、さらに大正元年（一九

一二に安部倉共同救護社を組織した。その安部倉共同救護社規約に、その目的として「常ニ親睦和協ヲ旨トシ各自財産ノ分内ヲ守リ善ヲ積ミ業ヲ励ミ、共同救護シテ共ニ農家永安ノ法ヲ立ツル事」⁽³⁷⁾が掲げられ、規約第五条が善種金⁽³⁸⁾、第七条が永安家資金⁽³⁹⁾という二種の積立金であった。この善種金と永安家資金はまさに共同救護、「共同相扶」の具体化であった。

濟世顧問となった藤井は、この共同救護社を安部倉部落だけのものとはせず、馬屋上村のすべての部落に広げるため、馬屋上村の村長、住職、小学校長、村吏員と協議し、大正七年四月に馬屋上村共同濟世社を発足させた⁽⁴⁰⁾。そして村内を八区に分け、それぞれに支社を置くこととし、馬屋上村共同濟世規約と馬屋上村支社濟世社規約の二つの規約を作ったが、後者の支社の方の規約第九条は次のようになっていた。

「第九条 本社ノ資金ハ左ノ二種トス

一、善種金

二、永安家資金⁽⁴¹⁾

たしかに藤井の事業は右に記したように、濟世顧問に囑託されてから居住する安部倉部落以外にも広がっていたわけだが、しかしそれ以前に他の部落への関心がなかったわけではない。それどころか、彼の目は濟世顧問よりはるか以前の明治三十年代に、安部倉の隣り部落である日応寺部落の惨状に向って開かれていたのである。

『社会事業功勞者事蹟』によれば次の通りである。すなわち、「日応寺は戸数五十余戸、明治三十五年頃部落内は人情風紀共に紊乱荒怠の極に達し、部落内の田地約十六町歩殆どその三分の二は他村の所有に帰し、小作人の悲境は勿論小作世話人の悪辣なる手段に弄せられて苛斂誅求に苦しみ、遂に小作人对地主の衝突を来すに至つた。

茲に於て氏は此の惨状を見るに忍びず、其の渦中に入りて自ら小作米の取立を無報酬にて行ひ、従来の手数料相

当額を小作人各自の貯金となし云々⁽⁴²⁾とあり、また『馬屋上村誌』によればさらにその上に「日応寺部落に彼の所有している山林を開放して松茸の採取を許可し、その売却代の三分の二は採取者に与え残り三分の一は各自名儀で貯蓄させた」⁽⁴³⁾。

こうした藤井の努力、つまり自作—小作関係の構造そのものを問うのではなく、一定の地域の小作を自作化する⁽⁴⁴⁾ことで「共同救護」をはかること、また周囲から「他部落の而も青二才が余計なお世話だ」と反感を買ったこと、そしておそろく同じ地主仲間からは「白い眼」で見られたであろうことなど、笠井信一と共通する面が多かったこと、すなわち両者が肝胆相照らしたであろうことは容易に想像がつくわけだが、藤井静一の場合に彼が企てた今日の言葉でいう福祉は、『馬屋上村誌』が記すように、「報徳社の教える生活原理を応用したもの」とみられる⁽⁴⁵⁾と説明できるのであるうか。たしかに、藤井の作った規約にある善種金、永安家資金は報徳金⁽⁴⁶⁾として、つまり二宮尊徳の用語法によって呼ばれていた。しかし二宮尊徳の場合には「田を、生活の場所としてではなく、財産として認識する時代⁽⁴⁷⁾」が来ていると悟り、「借りる立場から貸す立場への身のふりかえにこそ、一家理財の精髓があることを自身の体験のなかでもっとも大切にしてきた⁽⁴⁸⁾」のであって、基本的に理財という客観主義が保持されていた。これに対して藤井の場合には、基本的にということ言えば一定の主観主義に立っていたと私には思える。

その主観主義を同情と呼ぶとすれば、同情と理財は藤井のなかに共存しているが、しかしその二つはアダム・スミスのように理財に役立つ同情という形では、藤井においては結びつけられていないはずである。ただし、用語法において藤井と報徳思想はほとんど同一であることは間違いない。次の二つの引用のうち、前者が安部倉共同救護社で、後者が報徳社である。すなわち、

「神徳皇徳及父母ノ恩ニ報ユルニ我が徳行ヲ以テシ、勤勉節儉シテ各自ノ分度ヲ守リ到富ノ基礎ヲ確立スルコト」
 「報徳生活は一元的なる親子の愛を環境に拡充することによつて環境の諸徳を發展せしむる行動であり、天地の徳に
 人徳を融合することであるから、常に天意を畏み、皇徳を仰ぎ、広く社会の恩義に報ゆることとなる。」⁽⁵¹⁾

ところで「同じ報徳思想を信奉しながら、運動の方法、組織は全く別のもの」⁽⁵²⁾に岡田良一郎を指導者とする報徳社と、岡田良一郎の長男の岡田良平を主要メンバーとし、地方改良と結びついた報徳会とがあり、そして前者の方の「自小作農民が、農業生産の不安定性に対応して、自発的な相互扶助機関として組織していった報徳社」⁽⁵³⁾の「理論と実際」が、昭和六年に『濟世の一方途』とのタイトルで濟世叢書の一冊として収録され、翌七年には報徳社副社長佐々井信太郎が来岡し講習会を開催している。⁽⁵⁴⁾ 笠井はこの時すでに他界していたが、岡山県濟世制度の機関誌とも言うべき『連帯時報』は笠井の七回忌、十周忌と特集を組み、⁽⁵⁵⁾ 死後も笠井は影響力を残していたわけで、報徳社と報徳会の明確な区別の上で、つまり笠井の意向に沿う報徳思想団体に執筆が依頼されていると見るべきであろう。

まとめて言えば、地方改良のように上から強制するのではなく、下から「民間的自発的なもの」⁽⁵⁶⁾として濟世事業を考えたいと願う笠井は、中央の方針に対して一定の違和を感じつつも、その行為の効果という点では井上友一らと同じく、国家の客観主義に一定の貢献をしていたと評すべきではないか。本節では最後に笠井と響き合う藤井静一の主観主義についてさらに一言しておこう。彼の母は彼に対して「日蓮上人は一切の衆生を、法華教を以て済ひ給はんが為に艱難苦行を遊ばされました。凡夫の私を母とするお前が苦勞するのは当然だ。母はお前が衆生の恩に報じて、人の任務を果すならば、路傍の草叢の中に野末の露と消え様とも更に怨みと思はないから、必ずく意志を貫いて呉れ」⁽⁵⁷⁾と訓え、そして藤井自身は『馬屋上村誌』によれば、その所有する「田畑を小作人

達に安く売り、田畑がなくなると、家屋敷まで次々と売払った。このため、晩年にはずい分とお金に困った事もあったようである。⁽⁵⁸⁾

- (1) 『岡山県済世制度二十年史』七ページ。
- (2) 同右、三三二—三三三ページ。
- (3) 同右、四一ページ。
- (4) 同右、三七ページ。
- (5) 同右。
- (6) 同右。
- (7) ドイツ社会民主党(SPD)の一九八六年六月の党大会に提出された新綱領草案(イルゼー草案)には「自助活動への国家(政府)の積極的支援への肯定的評価」があったが、その自助とは「連帯的な、同じ立場の人民の協働作用を核とした社会活動」つまり社会的自助であり、「生活上の負担を個々の国民の自己責任として担う個人的自助努力とは質的に区別されるものであ」った。山本佐門「福祉国家の危機と社会民主主義——ドイツ社会民主党の場合」、日本政治学会編『転換期の福祉国家と政治学』(岩波書店、一九八九年)三七—五二ページ参照。
- (8) 『岡山県済世制度二十年史』三三三—三三三ページ。
- (9) 同右、四三六—四三九ページ。
- (10) 同右、四〇八ページ。
- (11) 同右、四一一ページ。
- (12) 同右。
- (13) 方面委員制度を創設した大阪府知事林市蔵は、「——然うだ。救助の前に、まづ十分なる『調査』が必要なのだ。医者が治療をするに先立つて、十分なる診察をするやうに——。常設的な社会測量機関！それが出来て、始めて凡べての社会事業が完全にその能率を発揮することが出来るのだ」と自問自答したとされている。(『大阪府民生委員制度四十年史』大阪府民生部社会課、昭和三十三年、三一—三二ページ) 方面委員はまづもって社会測量機関なのだが、例えば国井通太郎「方面委員の手帳」上下(筑波書林、一九七九年)を読むと、方面委員国井の活動は岡山県ならば済世委員というより、むしろ済世顧問ではないかとの印象を受ける。
- (14) 蓬郷巖『岡山の県政史』岡山文庫69(日本文教出版、昭和五十一年)、七七—七九ページおよび一六二—一六三ページ参照。

- (15) 升味、前掲書、一六七ページなど参照。
- (16) 『岡山県済世制度二十年史』三四四ページ。
- (17) 『内務省史』第三卷(地方財務協会、昭和四十六年)、三六四ページ。
- (18) 同右、三三九ページ。
- (19) 『内務省史』によれば、救護課以前に社会行政を所管(専管にはあらず)していた部署は地方局府県課であった。(第二卷、六四ページ)つまり内務省地方局に地方課という名称の部署、少なくとも社会行政を扱うという名称の部署は存在したことはないことになり、その限りにおいて森戸辰男の次の記憶は正確ではないことになる。すなわち、「そのころであったか、内務省に『社会事業』や『社会改良』を立案・実施する部局を新設しようとした。名称は『社会課』か『社会局』でよいはずだが、『社会』のことはそのものが鬼門であり、治安警察の総元締である内務省が『社会課』などと言いつ出したらどうなるか。大問題になったあげくのはてに、『地方課』という妙な名に落ち着いた」と聞く。(『私の履歴書』文化人20、日本経済新聞社、昭和五十九年、二六ページ)。
- (20) 『岡山県済世制度二十年史』三六三ページ。
- (21) 朝日新聞社通信部編『縣政物語』(世界社、昭和三年)、四〇四ページ。
- (22) 同右。
- (23) 「大正四年知事笠井信一時代、邑久郡蘆田橋の架設費を国民党が一致で反対し、参事会で削除して原案を刷代へんとしたが、知事は真赤になつて怒り出し、かくの如き緊急に必要欠くべからざるものを削除せんとするのは怪しからん、国民党の横暴許すべからずといふので、到頭参事会の意見のみを別刷りとし原案と共に県会に付議した。素より県会は国民党の意のまゝであるから、手もなく原案は否決されたが、知事は遂に原案執行をやつて架橋費を決定したので、国民党は大に憤慨し不信任を決議したが、知事はビクとしなかつた」(同右、四〇三ページ)。また、大正七年十二月の県会での知事と県会との衝突については、蓬郷前掲書、七四ページ参照。
- (24) 『岡山県済世制度二十年史』三六二ページ。
- (25) 同右、三九〇―三九一ページ。
- (26) 同右、三五五ページ。
- (27) 『岡山県済世制度二十年史』三五六ページ。
- (28) 同右、四三三ページ。
- (29) 同右、三四三―三四四ページ。
- (30) 同右。

- (31) 同右、三四二ページ。
- (32) 同右、三四二―三四三ページ。
- (33) 藤井静一によれば、「大正六年二月頃であつたと思ひます。上田(菊太郎)氏の手紙が参り岡山へ出たら是非県庁へ立寄る様にとのことでありました。程経て出岡の序に出鼻しました処、課長さんの御用だと言はれて課長に紹介せられました。当時の課長は故川口守治氏で、嘗て村の小学校の落成式の時面識がありなかつたので、挨拶は簡単に済みましたが、サアそれから困りました。といふのは、知事さんが御用だと仰しやる。処が私は袴も着けてゐなかつたので、俄に上田氏から借用に及んで知事さんに御目通り致すことになりました。川口課長は私を紹介して置いて、サツサと室を出て仕舞はれました。私も当時四十四五歳の男盛りではあつたものゝ、人生初めて高官の面前に出ることゝ、石地蔵の様にならざるを得ませんでした。固くなつて起立してゐますと、笠井知事は言葉穩に椅子を勧められ、私の事業に就て巨細に聞かるゝのでありました。高鳴る胸の轟きも静まり三時間余り問はるゝまゝに物語を続けました。面長な半白の髪を綺麗に櫛を入れて分け、如何にも崇高な容姿で私の話を聞いて下さいました笠井知事は、膝を打つて大に共鳴せられ激励の辞を添へられますると共に、後援支持してやらうと御誓ひ下さいました。」(濟世叢書第七篇『濟世一夕話』岡山県学務部社会課、昭和五年、三四―三五ページ。)
- (34) 『社会事業功勞者事蹟』(厚生省、昭和十七年)、三五八ページ。
- (35) 横田文太郎編『馬屋上村誌』(昭和四十九年)、三五八ページ。
- (36) 『社会事業功勞者事蹟』三五四ページ。
- (37) 横田編、前掲書、三六〇ページ。
- (38) 第五条 善種金
社員毎月集会ノ節各自節儉ヲ盡シ、又ハ夜間餘業ヲ以テ得タル金銭物品ヲ持參シ、特志ヲ以テ善種金トシテ差出スベシ、本金ハ差出切ニシテ返戻スルヲ得ズノ協議員会ノ決議ニヨリ左ノ各項ニ支払フモノトス……第四項罹災者ヲ救助シ貧困者ヲ撫育シ、無産ノ者ヲ農業ニ従事セシムル等ノ諸費及ビ善行ト認ムル事業費(同右、三六〇―三六一ページ。)
- (39) 第七条 永安家資金
社員ハ毎年農産物又ハ副産物ノ収益金ノ一割以上ヲ分度外ノ財トシテ積立滿五十箇年ヲ一期トシ永安資金トスベキ事(同右、三六一ページ。)
- (40) 『濟世一夕話』三一ページ参照。なお『馬屋上村誌』では発足の日付けが五月八日になっているが、四月八日の間違えであろう。『岡山県濟世制度二十年史』でも四月八日になっている。(同書四五九ページ。)
- (41) 横田編、前掲書、三六六ページ。

- (42) 三五三―三五四ページ。また『濟世一夕話』三七―三八ページも参照されたい。
- (43) 三五五―三五六ページ。
- (44) 『濟世一夕話』四〇ページ。
- (45) 横田編、前掲書、三五七ページ。
- (46) 同右、三六〇ページ参照。
- (47) 守田志郎『二宮尊徳』朝日評伝選2（朝日新聞社、昭和五十年）、七〇ページ。
- (48) 同右、一一一ページ。
- (49) 「人間相互の間には同情といふことがなければならぬと思ひます。」（『濟世一夕話』三ページ）。
- (50) 横田編、前掲書、三六〇ページ。
- (51) 濟世叢書第八編『濟世の一方途（報徳社の理論と実際）』（岡山県学務部社会課、昭和六年）、二七ページ。
- (52) 佐々木豊『地方改良運動と村是調査』、神谷監修前掲書、第一卷、四五ページ。なお地方改良運動と報徳社の関連については、宮地正人『日露戦後政治史の研究―帝國主義形成期の都市と農村―』（東大出版会、一九七三年）、参照。
- (53) 同右。
- (54) 『岡山県濟世制度二十年史』二二五ページ。
- (55) 『連帯時報』第九卷第八号（昭和四年八月）には三樹樹三が追悼記事（二一六ページ）を書き、同第一五卷第八号（昭和十年八月）には、故笠井信一氏追悼座談会（三二―四一ページ）が、そして同第一九卷第九号（昭和十四年九月）は一冊全部が「笠井明府追憶号」として編集されている。発行元は岡山県社会事業協会である。なお『連帯時報』については、『岡山県濟世制度二十年史』二二五ページも参照。
- (56) 佐々木豊『地方改良運動と村是調査』、神谷監修前掲書、第一卷、四五ページ。
- (57) 『濟世一夕話』四〇―四一ページ。
- (58) 横田編前掲書、三七九ページ。

四、おわりに

大正六年の濟世顧問誕生と大正十年の濟世委員誕生の間には、時間的にもまた因果的にも、米騒動がある。大正七年八月の米騒動⁽¹⁾の時の岡山県知事が笠井信一であった。その米騒動に直面して、濟世顧問「制度の無力がまざまざと示されることになった。……米騒動を契機に、大阪府が施行した方面委員制度に学んで、大正一〇年に濟世委員制度を設置して、顧問制度の欠陥を補うことがはかられた⁽²⁾」という広田昌希の評価そのものに私は異論はないが、しかし岡山県濟世顧問制度を近代日本のコンテクストにおいて評価しようとする時には、自ずと別の論じ方が出てくるであろう。岡山県濟世顧問の、今日におけるもう一つの顔とは、象徴的には、全国社会福祉協議会の編集になる『民生委員制度四十年史』への、時の厚生大臣小林武治による序文に端的に現われている。大臣はその冒頭に言う。「今日の民生委員制度のはじめである濟世顧問制度が、大正六年に岡山県に創始されてより、早くも四十余年の歳月が経過いたしました⁽³⁾」。

なに故に、大正時代の岡山県では無力であることが証明され、欠陥が補われねばならなかったその同じ制度が、のちにこれほどまでに持ち上げられるのか。それは、私の考えでは、今日の公私協働という名のわが国の国家福祉政策の基本的枠組を岡山県濟世顧問制度が提供しているからである。笠井によって構想された顧問制度の今日への影響ということで、私は次の三つのポイントを考えたい。一つは委嘱(囑託)される側の人々の地位の問題であり、一つは誰が委嘱を行なうのかという問題であり、もう一つが天皇シンボルとの関連である。

まず最初の、委嘱される側の人々の地位の問題とはつまり委嘱される人たちは委嘱の前後で変ることなく私人

であるとした点である。あくまでも私人が私人を助けるとしたため、その援助行為に公費で支払う必要は生じなくなるのである。規程の文章で言えば、濟世顧問設置規程第七条「濟世顧問ハ名譽ノ職トナシ云々⁽⁴⁾」であり、民生委員法第十条「民生委員は、名譽職とし、云々⁽⁵⁾」である。笠井による「名譽ノ職」との発想は、「日露戦争後の財政逼迫に対する方策⁽⁶⁾」に沿うもの、すなわち「井上友一ら内務省がとった……国費による救助を抑制しようとした⁽⁷⁾」方策に沿っているわけで、大正六年の笠井による顧問設置規程は内務省にとってモデルとして推賞されてしかるべきものだったはずで、翌大正七年の大阪府の方面委員規程第二条後半も「方面委員は名譽職とす⁽⁸⁾」であった。

二つ目のポイントは誰が濟世顧問になるかの決定権はあくまでも県知事側にあるということである。つまり県知事が委嘱することで濟世顧問は初めて誕生するのだから、この公私関係は相互的な関係とは言えない。⁽⁹⁾濟世顧問設置規程第四条は「濟世顧問ハ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ囑託ス⁽¹⁰⁾」であり、民生委員法第五条は「民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生大臣がこれを委嘱する⁽¹¹⁾」となっている。囑託ないし委嘱の主体が知事と大臣の違いがあるが、いずれにせよ官によるわけである。

以上二つのポイントは行政改革が錦の御旗として打ち振られ、福祉の切り詰めを当然のごとく説き、かつ福祉を通しての国民統合はより一層進めようとする今日の福祉国家の立場からは、使える枠組である。使えるということでは、伝統的に福祉に熱心な皇室にリファーできるという意味でも笠井そして岡山県濟世顧問は使える存在である。権力にとって笠井は使えるということだが、同時にその権力のありようを分析しようとするわれわれにとっても笠井は使える枠組だ、ということがわかったように思われる。

- (1) ひろたまさき編『明治・大正・昭和の郷土史 岡山県』（昌平社、一九八三年）、二二六―二二七ページ参照。
- (2) 同右、一二五ページ。
- (3) 昭和三十九年刊。
- (4) 『岡山県済世制度二十年史』三二二ページ。
- (5) 『民生委員制度四十年史』三三三ページ。
- (6) 山田明『感化救済事業の組織化における』講習会「の位置」、社会福祉調査研究会編前掲書、二二二ページ。
- (7) 同右、二〇二ページ。
- (8) 『大阪府民生委員制度四十年史』四二二ページ。
- (9) 私が考える一つの公私論については、拙稿「福祉における国家以前と国家以後」、日本政治学会編前掲書、二二五―二二八ページを参照いただきたい。
- (10) 『岡山県済世制度二十年史』三一三ページ。
- (11) 『民生委員制度四十年史』三五一ページ。

付記

本稿は平成元年度慶應義塾学事振興資金による研究補助（各個研究A）および福澤諭吉記念学事振興基金による研究補助（慶應義塾における知的伝統に関する研究）を受けた。ここに記して、感謝を申し上げる。